

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 保安林の指定予定

保安林の指定の解除(三件)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

土地収用法による事業の認定

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第千四十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十一月五日

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字曹源寺字下前田三三五の二、大字久原字高取五八六の一、五八八の一、五八八の二、関金町大字関金宿字イノコ谷二〇九〇、東伯町大字福永字坂ノ前五八、字庵住谷三六三の一、三六五、三六六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字庵住谷三六六(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町御崎字下モ山五九五、五九六

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四三の四、五五四三の五

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

漁港施設用地とするため

鳥取県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本池谷二一五八・二一五九・字池谷の内三二一六〇（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町福尾字白河七〇九・七二四・七二六・七二七（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千五百三十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定

により告示する。

昭和六十年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番 登 号 録	生 産 事 業 者 の 名 称	生 産 事 業 者 の 住 所	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地
百八十四	木地山生産 森林組合	東伯郡三朝 山 大字 木地	穂の採取並びに幼 苗及び幼苗以外の 苗木の養成	木地山生 産森林組 合 苗畑	東伯郡三朝 山 大字 木地

鳥取県告示第千五百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鹿野町

二 事業の種類

鹿野町民プール建設事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡鹿野町大字今市字家形屋敷及び字家ノ上ミ

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鹿野町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和六十年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年十一月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和六十年十一月七日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 明るい選挙推進月間について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】